昭和57年6月20日 610号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号)電話(264)0151(大代表)郵便番号102

"転換する世界と日本の選択"を考える
昭和57年度

区民大学講座始まる!!

6月11日、専修大学神田校舎で千代田区教育委員会主催、専修大学の協賛による昭和57年度区民大学講座〔経済学コース〕が、始まりました。

この講座は、今年度から新たに開講するもので、より高度で専門的なことについて学習したいという要望を受けて、始めたものです。

今回は経済学コースで、8回にわたり、大きな転換期に立っている日本経済のゆくえについて考えていきます。

開講式であいさつに立った加藤区長は、「文化の香り高い"ふるさと千代田"の実現をめざし、この区民大学講座をいっそう発展させていきたい」と述べたあと、大学と地域を結ぶこの企画に対する、専修大学の協力にお礼を述べました。

また、専修大学の森口理事長は、「開かれた大学として、この講座では、学生になった気持で勉強し、区民大学で学んでよかったと言えるよう、最後まで頑張ってください」と激励しました。

初講義は、正村公宏経済学部教授による『80年代の世界と日本経済』というテーマで行われ、平均年齢44歳という受講生のみなさんは、2時間の講義に休憩時間もとらず、熱心に耳を傾けていました。

講義を受けたひとびとからは、「自分は尋常小学校を出ただけだが、大変わかりやすく、いい勉強になった」(猿楽町に在住の77歳の男性)、「今後は、政治学や文学などの講座を希望する」(区内在勤の女性)などという感想がよせられています。

「応急資金」が充実されます

7月1日から 多額の医療費の支払いでお困りの方はご利用ください

災害にあったり、急病になったりして、緊急にお金が必要となり、お困りになったことがあると思います。区には、そのような時に資金をお貸しする「応急資金」という制度があります。

区では、七月からこの資金のひとつとして、多額の医療費の支払いにお困りの方を対象とした「高額療養資金」の貸付けを新しく実施することになりました。

今号では、その手続きなどについて、くわしくお知らせします。

現在、私たちが国民健康保険などで医療をうけた場合、医療費の三割を自己負担することになっています。しかし、入院等により、費用が高額になった時には、自己負担額は大きくなり、家計が圧迫されることになります。

そこで現在の制度では医療負担を軽減するために、自己負担額が一定の額をこえた時には、あとで払戻しされるようになっています。しかし、その払戻しまでには、二、三か月かかるため、当座は、全額を立替えて支払う必要があります。

また、おとしよりや心身に障害がある方々の付添看護料が払い戻される場合でも、一時立替えなければならないことになっています。

このように、多額の医療費の支払いでお困りの時には、この「高額療養資金」をご利用ください。

なお、差額ベット代等保険外負担の出費にあてるための「療養資金」（限度額三十万円）もあわせて利用できます。

■貸付けの対象となる医療費

●医療保険により支給される高額療養費

●（寿福祉）の医療証を持っているひとの保険で認める看護料差額等

■利用できるひとの条件

●国民健康保険や健康保険等に加入していること

●千代田区に三か月以上住んでいること

●本人または家族が高額療養費等の支給をうける見込みがあること

●療養に必要な費用の支払いが困難であること

■貸付けの額

高額療養費等の見込額で、一か月六十万円まで（無利子）

■償還方法

原則として、高額療養費等を区が本人にかわり受領することにより償還とします

■申込受付け

七月一日から厚生部福祉課で

■申込みに必要なもの

●高額療養資金貸付申込書

●医療機関が発行した請求書又は領収書

●高額療養費等の受領代理の委任状（委任状が出せないときは連帯保証人が必要です）

●保険証、実印など

■問合せは　福祉課厚生係

内職の求人は 区の内職相談で……

インチキ内職に気をつけて!!

区で、内職相談を始めてから、三か月近くになります。この間に、内職を希望する多くの方々が、区役所を訪ねています。

家計の足しにという方のほか、余暇を有効に活用しながら自分のお遺いにあるいはレジャーの費用にと、生活充実型の二十代から四十代の主婦が全体の過半数を占めています。

＊　＊　＊

仕事が忙しいので内職に出したい……

このような時は、ぜひ、区の内職相談をご利用ください。条件にあった方がいれば、すぐにあっせんいたします。

あっせんは無料です。

まだ利用したことのない事業主の方は、ぜひ一度ご利用ください。いつでも受付けています。

問合せ　商工課内職相談

誰にでもできる簡単な仕事で、高収入が得られるような「うまい話」は、普通はありません。

「インチキ内職」は、しごとの内容がうますぎたり、工賃のとりきめがあいまいであるため、被害にあう例が多くみられます。

例えば、「内職講習会」と称して、多額な受講料をとり、実際に委託した仕事については、いろいろな条件をつけて買いたいたり、高収入が得られると宣伝して高額な機械を市価より高い価格で売りつけるようなケースがあります。

内職をはじめる時には、工賃など、仕事をうける条件をきちんと確認して、「インチキ内職」の被害者にならないよう十分に注意してください。

第二回　区議会定例会

第二回区議会定例会が、六月十六日から開かれました。

この定例会には、東京都千代田区区民会館条例の一部を改正する条例など七件の議案のほか、昭和五十六年度東京都千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてなど三件の報告が提出されました。

提出された議案は、つぎのとおりです。

●東京都千代田区区民会館条例の一部を改正する条例

●東京都千代田区立児童館条例の一部を改正する条例

●東京都千代田区立住宅条例の一部を改正する条例

●東京都千代田区営住宅条例の一部を改正する条例

●東京都千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

●災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

●公有財産の譲与について

区長にひとこと　電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264－0151

毎月1日と15日

午前10時－11時30分

ご利用ください

福祉タクシー利用券

区には、心身に障害をもつひとや難病で苦しんでいるひとが、タクシーを利用するとき、その料金の一部を助成する「福祉タクシー」の制度があります。

この制度は、からだの不自由なひとが気軽にまた安心して外出できるように実施しているものです。

対象となるひとには、一か月四枚の利用券をさしあげ、一枚につき基本料金（四百三十円）を助成します。希望するひとは、印鑑と手帳を持って申込みを。

対象となるひと

・身体障害者手帳を持っていて、下肢・体幹・内部障害一・二級または視力障害一級のひと

・愛の手帳を持っていて、障害の程度が一度のひと

・脳性マヒ・進行性筋萎縮症、難病（区指定三十三疾病）のひと

問合せ 福祉課障害者福祉係

7月から 新しくなります 老人医療証

老人医療証は、おとしよりが健康保険証を使って診療を受けたとき、病院・診療所などの窓口で支払う本人負担分を助成するものです。

国では、七十歳以上のひとを対象にしていますが、東京都では年齢を五歳引下げ六十五歳以上のひとを対象にしています。

この老人医療証が新しくなります。

新しい医療証は、対象となるひとに七月一日までに届くよう郵送しますので、七月一日以降、病院等で受診する際、必ず窓口に提示してください。現在お持ちの医療証は使えなくなりますので、お手数ですが**出張所**または**福祉課**にお返しください。

なお、この医療費の助成制度には所得制限がありますので、くわしいことは問合せてください。

問合せ 福祉課医療助成係

援助します 幼稚園児の保育料 小・中学生の給食費など

区では、現在、通園・通学しているお子さんがいて経済的に困っている家庭に保育料や給食費・学用品などの経費を援助しています。

幼稚園児＝区立または私立の幼稚園に通園させている家庭で、生活保護を受けているか、昭和五十七年度の区民税所得割課税額一万円以下（私立幼稚園十万円以下）の家庭

小・中学生＝区立の小・中学校に通学させている家庭で、生活保護を受けているか、これに準じると教育委員会が認めた家庭

問合せ 学務課学事係

家庭内の心配ごとは 福祉事務所の相談へ

区では、家庭内での心配ごとや悩みごと、あるいはこどものことや母子家庭のことなどについてのいろいろな相談を行っています。

お気軽にご利用ください。

相談場所 福祉事務所（区役所二階）

問合せ 福祉事務所相談係 ☎264―〇一五一

● 相談の種類

相談名	相談日・時間
家庭相談	月・水・金曜日 午後1時～5時
児童相談	月・木曜日 午前9時～正午
母子婦人相談	日・祝日を除く毎日午前9時～午後5時（土曜日は正午まで）

国民年金

保険料の支払いに困ったときには

国民年金の保険料は、現在、月額五千二百二十円です。納付書は三か月ごとに年四回郵送していますが、病気や失業などで保険料の支払いに困っている方は、ご相談ください。

一か月でも納めていない期間がありますと、老齢年金、母子年金、障害年金などが受けられなくなります。保険料の免除制度などがありますので、国民年金課窓口へおいでください。

資金の貸付けが受けられます

国民年金に加入しているひとには、つぎのような資金の貸付制度があります。

☆**年金に加入している場合**

住宅金融公庫の貸付けを受けて住宅の新築、購入するとき、合せて資金が借りられます。

貸付限度額と保険料納付期間

百三十万円　三年以上五年未満

二百二十万円　五年以上十五年未満

三百万円　十五年以上

利　率　年六％

受付開始日

昭和五十七年七月二十日頃

昭和五十七年十月二十日頃

昭和五十八年一月二十日頃

申込み・問合せ 住宅金融公庫

☆**年金を受けている場合**

支払いを受けている年金を担保に、教育資金や冠婚葬祭などに必要な資金が借りられます。

貸付限度額 受けている年金の一・五倍まで（最高百六十万円）

利　率 年七・三％

受付期間 各金融機関で常時受付

申込み・問合せ 「年金福祉事業団代理店」の表示のある金融機関

勤めをやめたら 国民年金へ

日本には、八種類の公的年金の制度があり、六十歳前に勤めをやめた方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。これは、老後に備えたり、万一の事故のときの保障を受けるためのものです。

勤めをやめた方が、国民年金に加入すると、それまで加入していた公的年金と国民年金とがつながり、将来、それぞれの加入期間に応じた通算老齢年金が受けられます。

まだ、国民年金への加入の手続きが済んでいない方は、すぐに区役所の国民年金課か各出張所の窓口にご相談ください。

国民健康保険「海の家」

内房“富浦”に開設

利用申込みは7月1日です

「国保海の家」は、千代田区の国民健康保険に加入しているひとが利用できる施設で、ことしも千葉県内房の富浦に開設します。

また、日帰りでの海水浴には、海岸休憩所も利用できます。

ご家族でどうぞご利用ください。

期　間　七月十七日(土)から八月二十四日(火)まで

場　所　千葉県安房郡富浦町多田良海岸海水浴場

利用できるひと　千代田区の国民健康保険に加入しているひと

利用料金　一泊二食二千二百五十円（四歳以上の料金。ただし、三歳以下でも食事を希望するときは料金が必要です）

宿泊日数　二泊三日以内

宿泊施設　民宿「富士屋」六畳五室、十畳一室（駐車場完備）

申込める人数　二人以上

利用回数　土曜日の宿泊は一回限り

海の家の申込方法

●利用申込みは抽せんで

申込方法　七月一日(木)、午後二時までに保険証と印鑑を持参のうえ、区役所十階会議室においでください。

なお、あらかじめ抽せんを行い、当せんした方からその番号順に利用の受付けを行います。抽せん券は、午後一時三十分から二時まで抽せん会場でお渡しします。

抽せん会場　区役所十階会議室

●一部はハガキでも受付けます

抽せんに来られない方のために、往復ハガキによる申込みを受付けます。

申込方法　往復ハガキ（往信用）に記載例にならって記入し、六月二十五日(金)までに厚生部国民健康保険課（〒102千代田区九段南一－六－十一）へ郵送してください。

利用の手続き　七月一日(木)午後二時から抽せん会場で当日の申込みといっしょに抽せんを行い、ハガキで結果をお知らせします。

当せんした方は、利用日の三日前までに印鑑を持参のうえ区役所国民健康保険課で手続きをしてください。

なお、当日の申込みとハガキによる重複申込みはできません。

●あき室の申込みは

抽せん後、あき室がある場合は、利用回数に制限なく、利用日の三日前までに国民健康保険課保険管理係で、先順着に受付けます。

●往復ハガキ(往信用)の記載例

国保海の家申込み

1．利用希望日
　(1)　第1希望　　月　日から　泊
　(2)　第2希望　　月　日から　泊
　(3)　第3希望　　月　日から　泊
2．利用人員　　名
3．保険証番号
4．住　　所
5．氏　　名
6．電話番号

富浦へは

日帰りでも利用できます

日帰りで利用するときは、国民健康保険課の窓口で、「日帰り利用券」を受取り、ご利用ください。

期　間　国保海の家の開設期間中

施　設　民宿「富士屋」直営の海岸休憩所

利用料金　大人一人四百円　こども一人二百円

問合せ　国民健康保健課保険管理係

母子家庭のみなさんへ

国民宿舎で楽しい一日を

区では、泊りがけでお母さんとお子さんが楽しく過せるように、無料または安い料金で利用できる母子休養ホームとして、近県の国民宿舎を十か所指定しています。

利用券は福祉事務所でお渡ししています。利用日の十二日前までに利用する国民宿舎に電話等で申込んでください。

利用できるひと　区内に住む母子家庭の母と子（二十歳未満）

利用回数　一人年一回　一泊二日

料　金　無料（入湯税などは別）

宿泊施設　（いずれも国民宿舎）

歌乃茶屋（東京都大島町）
鳩の巣荘（東京都奥多摩町）
九十九里センター（千葉県九十九里町）
鳴海荘（千葉県勝浦市）
伊豆熱川荘（静岡県東伊豆町）
熱海ビレッヂ（静岡県熱海市）
覧山荘（埼玉県飯能市）
白亜紀荘（茨城県那珂湊市）
幾世荘（栃木県黒磯市）
軽井沢高原荘（長野県軽井沢町）

なお、施設のパンフレットは利用券といっしょにお渡しします。

問合せ　福祉事務所相談係

箱根、湯河原千代田荘の申込み

九月から新しい方法が加わります

箱根、湯河原千代田荘は、四季を通じて利用できる区民保養所として、みなさんに親しまれています。

その中込みや利用にあたっては、九月の利用分から、新しくつぎの二つの方法が加わります。

☆土曜日の地区別割当制について

毎週土曜日、両保養所の一定数の部屋を、出張所区域毎に割当てをして、受付けます。

☆空室の三泊四日利用について

現行では、一回の利用は二泊までですが、空室があれば三泊四日の利用ができます。

くわしくは、次号の「区のおしらせ」やポスターでお知らせするほか、出張所窓口のチラシをご覧ください。

☆**問合せ**　区民課区民係

7・8月の利用できない日

箱根千代田荘
7月14(水)・15(木)・16(金)・28(水)
8月11(水)・25(水)・26(木)・27(金)

湯河原千代田荘
7月7(水)・8(木)・9(金)・21(水)
8月11(水)・12(木)・13(金)・25(水)

正しい「はかり」を使いましょう

「はかり」の実態調査

お店では、商品などを売るとき、正確なはかりを使って、正しく計らなければなりません。

商品の量目不足は、トラブルのもとになるだけでなく、お店の信用にもかかわります。

営業や証明に使われるはかりは、計量法によって年一回、定期検査を受けることになっています。

そこで区では、営業や証明などに使用されているはかりの実態を把握するための調査を行います。

ことし新しくはかりを購入したり、まだ一度も定期検査を受けていないお店や事業所は、必ず区役所に連絡をしてください。

なお、社団法人東京都計量協会で自主的に検査を受けているお店や事業所（学校や医院も含む）は連絡の必要はありません。

連絡内容
・店の名称（法人名、屋号）
・住所、氏名、電話番号
・業種
・はかりの種類、能力、数量

連絡期限　七月五日(月)

連絡先・問合先　ハガキか電話で千代田区役所区民部商工課消費経済係（〒102千代田区九段南一―六―十一）へ。

家庭用の体温計、寒暖計、はかり、血圧計の検査と修理の無料サービス

体温計や寒暖計、はかりなどは、知らないうちに狂ってくることがあります。

正しいと思って使っていたものが狂っていると大変です。

そこで、ふだん、みなさんのご家庭で使用している体温計や寒暖計、はかり（ヘルスメーター、キッチンスケール、手ばかりなど）、血圧計の検査を行います。

会場では、計量相談を行うほか、簡単な故障は、無料で修理します。

どんな古い物でも結構です。名札をつけて、ご近所お誘合せ、お気軽にはかりをお持ちください。

なお、時計型の寒暖計と、商売用のはかりは検査できません。

とき　七月六日(火)、午前十時～午後四時

ところ　万世橋区民会館（外神田一―一―十一☎251―四六九一）

検査料　無料

問合せ　商工課消費経済係

袖看板・日除けなどは

道路占用の許可が必要です

街を歩いていると路上に、置看板、自転車、バイク、自動販売機、植木鉢、商品などが置かれているのをよく見かけます。

このような物を路上に置くことは、道路法に違反するばかりでなく、通行のさまたげや、街の美化をそこねることにもなります。

道路はみんなのものです。正しく使いましょう。

道路占用の継続申請はお早目に

三月三十一日で、道路占用許可期間の終了した袖看板、日除け、架空線、埋せつ管などで、引続いて占用を継続するときは、手続きをしなければなりません。

手続きがまだの方は、早目に手続きを済ませてください。

袖看板を取付けるときは

袖看板を取付けるには、道路占用許可を受けなければなりません。

袖看板は、歩道からの高さが二・五㍍以上あるときは、出幅が〇・五㍍以下、歩道からの高さが三・五㍍以上あるときは、出幅が一㍍以下、車道では、車道の中心からの高さが四・五㍍以上必要で、出幅が一㍍以下のものでないと許可になりません。

袖看板の道路占用料が減額されました

袖看板の道路占用料が、一件につき、一万一千五百二十円減額されました。

なお、減額に伴って、占用料がゼロになる方でも、道路占用許可申請は必要ですのでご注意ください。

道路占用についてのくわしいことは、土木部管理課占用係に問合せてください。

エレベーター、電動ダムウェーターなど検査を受けて報告を

エレベーター、エスカレーター、電動ダムウェーター（小荷物や配膳用として使用する小型の昇降機）を安全に使用するためには、保守点検・整備など日常の維持管理が大切です。

これを怠ると、思わぬ事故につながることがあります。

そこで建築基準法では、昇降機の安全を確保するため、毎年一回の定期報告が義務づけられています。

昇降機の所有者・管理者は法で定められた検査を受け、その結果を報告してください。

提出先・問合先　建築課設備審査係

ホテル・旅館など特殊建築物の届出

提出は9月末日までに

旅館、ホテル、共同住宅など、多くのひとが利用する建物が老朽化していたり、構造や避難設備に欠陥があると、いったん地震や火災が起きると大災害につながる恐れがあります。

そこで、災害などを未然に防ぐため、これらの特殊建築物は三年に一度、防災対策上建物の現状を報告することになっています。

ことしは、左の表の建築物が届出をすることになります。

建物の所有者や管理者の方は、建築士などに調査を依頼して報告書を提出してください。

提出期限　九月末日

提出先・問合先　建築課調査係

●届出の必要な建物

建築物の用途	ホテル・旅館・共同住宅・寄宿舎・下宿
主要構造部が耐火構造のもの	200㎡をこえ、かつ階数が3以上のもの
その他の構造のもの	200㎡をこえ、かつ階数が2以上のもの

おしらせ

保健所だより

■呼吸器系検診
と　き　7月5日(月)、19日(月)、8月2日(月)、8月16日(月)の午前9時～10時30分
ところ　麹町保健所
対　象　せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひとなど
検査内容　肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など
申込み　麹町保検所☎212－7814

■胃の集団検診
と　き　7月20日(火)午前9時
ところ　東京都がん検診センター
対　象　35歳以上の区民26名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814

■精神衛生相談（予約制）
と　き　7月22日(木)、8月26日(木)、午後1時30分～3時
ところ　麹町保健所
申込み　麹町保健所☎212－7814

■乳がん検診
対　象　区内に住む30歳以上の女性
なお、生理の始まる1週間前から、生理が終るまでの期間は受診できません。
受診料　無料
麹町保健所で実施
と　き　8月2日(月)午後1時30分～3時
定　員　30名（先着順）
申込み　麹町保健所☎212－7814
神田保健所で実施
と　き　7月21日(水)午後1時30分～2時30分
定　員　30名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641

■味噌汁の塩分測定
と　き　6月29日(火)、7月1日(木)、7月23日(金)、午後1時～3時30分
ところ　神田保健所
対　象　区内在住・在勤者
持参するもの　当日、味噌汁100cc位（牛乳びんの2分の1）を持参
申込み　神田保健所☎291－3641

■栄養相談
と　き　7月9日(金)、23日(金)、午後1時～3時30分
ところ　神田保健所
対　象　食事療法を必要とする区内在住・在勤者で5名（先着順）
申込み　神田保健所☎291－3641

■子宮がん検診
と　き　7月15日(木)午前9時～10時
ところ　東京都がん検診センター
対　象　区内に住む30歳以上の女性25名（先着順）なお、生理中の受診はできません。
申込み　神田保健所☎291－3641

日本脳炎予防接種（無料）
と　き　7月19日(月)、26日(月)、8月2日(月)のいずれも午後1時30分～3時
ところ　神田保健所
対　象　一般幼児や、幼稚園・保育園、小・中学校で集団接種を受けられなかった4歳以上、中学校3年生までのひと
申込み　希望者は、当日直接会場へ。

児童館だより

富士見児童館
■映画会　6月26日(土)午後3時から「ちびっ子エミール」☎262－1040
西神田児童館
■こども市　6月26日(土)午後2時30分から
ことしは、整理券（400名）を配っていますので、お早めに！☎294－0631
神田児童館
■映画会　7月7日(水)午後2時から「赤毛のアン」「自然の王国」☎253－6021
■発表会　①作品展示　7月15日(木)～17日(土)　絵や粘土細工、工作などの作品展示　②発表会　7月17日(土)午後2時から　合奏、劇、オペレッタなどの発表会を行います。小学校一年生以上の出演者を募集中！

総合体育館 ☎256－8444

■7月・8月のプールの利用は
7月・8月のプールは、休日と休館日である毎週月曜日と第3金曜日を除き、毎日朝から泳げます。
利用時間帯
・第1回目　午前9時～11時
・第2回目　正午～午後2時
・第3回目　午後3時～5時
・第4回目　午後6時～8時
■個人利用はできません
区主催行事のため、つぎの日の個人利用はできません。
プール＝7月3日(土)、4日(日)、6日(火)の午前9時～11時、7日(水)の午前9時～11時と午後3時～5時、8日(木)、9日(金)の午後3時～5時、10日(土)の午前9時～11時、13日(火)、14日(水)の午前9時～11時と午後3時～5時

老人福祉センター ☎265－3981

■七夕素人演芸会
歌、踊り、手品など個人またはグループでご参加ください。
と　き　7月6日(火)午後1時から
出場申込み　6月25日(金)から7月1日(木)までにセンター窓口へ。
■浪曲寄席
と　き　7月18日(日)午後1時30分
出　演　愛浪会のみなさん
■老人福祉週間行事を企画する会
センターでは、9月15日(水)から「老人福祉週間」に各種の行事を予定しています。来月からその"企画する会"が中心となって、行事の準備をすすめていきますので、有志の方、どうぞご参加ください。
と　き　7月8日から9月9日までの毎週木曜日の午後2時から

野外こども会

■7月の野外こども会
7月5日(月)＝平河天神（児）　6日(火)＝東郷元帥記念公園　7日(水)＝岩本町二丁目（児）　9日(金)＝神田児童公園　12日(月)＝心法寺（児）　14日(水)＝西神田公園　15日(木)＝佐久間公園　16日(金)＝築土神社　19日(月)＝富士見出張所ピロティー　20日(火)＝北の丸公園皇宮警察寮庭　21日(水)＝錦華公園　22日(木)＝東郷元帥記念公園　23日(金)＝神田児童公園　26日(月)＝龍閑（児）　27日(火)＝西神田公園　28日(水)＝佐久間公園
時間は、7月20日までが午後2時から3時30分まで、21日からは午前10時から11時まで。内容は、20日までがすもう大会、21日以降はなぞなぞ合戦。
なお、雨天・強風・光化学スモッグ発生の場合は中止。

募集します

■区職員の募集
職　種　保母、児童厚生、給食調理
募集人員　各若干名
採用予定日　昭和57年9月以降
応募資格
・保母・児童厚生…採用までに資格を有する者で25歳以下
・給食調理…35歳以下
応募方法　市販の履歴書に写真を貼り、希望職種を記入し、7月5日(月)までに郵送か持参してください。
提出先・問合せ　職員課人事係

■ジュニアリーダー講習会
豊かな人間性とたくましい体力を持った健全な少年を育てる目的で、集団生活や野外キャンプの体験を通じて、団体活動の必要性と役割について理解を深め、少年少女団体のリーダーを育成します。
対　象　区内の小学校4年から中学校2年生までの男女児童生徒
募集人員　45名
講習会の内容と日程
①事前講習会
・**とき**　7月15日(木)、16日(金)の午後4時～6時
・**ところ**　九段社会教育会館
・**内容**　開講式、リーダーの意義と役割、歌唱、ゲーム指導など
②野外キャンプ
・**とき**　7月27日(火)～29日(木)
・**ところ**　東キャンプ場（山梨県北都留郡丹波山村）
参加費　5千円
申込み・問合せ　往復ハガキに住所、氏名、学校名、学年、保護者の氏名、連絡先電話番号を記入して、7月5日(月)までに到着するように、千代田区教育委員会社会教育課文化係（〒102千代田区九段南1－6－11）へ。

ごあんない

■丸の内区民集会室の休館のおしらせ
丸の内区民集会室は、内装工事のため、8月2日(月)から14日(土)までの間、利用はできません。
問合せ　丸の内区民集会室☎212－1900

みんなでスポーツを

■リフレッシュ体操講習会
疲労回復、活力増進となる簡単な体操で、楽しく体を動かしてみませんか。
とき・ところ
7月6日(火)＝富士見小学校
7月7日(水)＝錦華小学校
7月8日(木)＝今川中学校
いずれも体育館を利用し、午後6時開場
対　象　区内に住むこどもからおとしよりまで
申込み　受講希望者は、運動のできる服装で当日直接お近くの小・中学校へ。
問合せ　社会教育課体育係

官公庁だより

■粗大ゴミの処理料金が7月1日から改定されます
大掃除などをして出た容器に入らない大きいゴミや廃棄物は、粗大ゴミとして清掃事務所で処理しています。
この粗大ゴミの処理やその料金について月1日から改定されます。
粗大ゴミの処理やその料金についてのくわしいことは、清掃事務所に問合せてください。
麹町清掃事務所☎234－2241
神田清掃事務所☎251－0566

■公害防止管理者講習会（東京都）
東京都公害防止管理者の資格が得られる講習会が開催されます。
講習日　7・8月の都が指定する日
会　場　千代田生命研修センター
受講資格　都内在住・在勤者で、6月27日現在満20歳以上のひと
受講料　3千500円～4千100円
申込み　6月28日(月)から30日(水)まで、有楽町電気ビル北館17階A・B会議室
問合せ　環境保全局総務部指導研修課☎214－7411内線232・233

区立施設巡回バス

区役所に用事のあるとき
保健所などの施設へでかけるとき
どなたでもご利用ください

青果物消費者サービスデー
7月1日(木)・15日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉消費者サービスデー
7月9日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
7月14日(水)・28日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

7月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　㊐印は午後5時まで　㊜印は午後5時～10時

4日	大森胃腸科	☎234-6226	隼町2－15
	㊐新井医院	☎254-1501	鍛冶町1－4－7
	㊜同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
11日	小川医院	☎261-1413	飯田橋1－10－7
	藤ノ木医院	☎256-6844	神田東松下町34
18日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
	鈴木医院	☎256-0607	鍛冶町2－8－5
25日	野田医院	☎261-4117	一番町10－16
	中谷医院	☎866-0796	東神田1－4－7

・健康保険証は必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

夜間・休日の急病
消防庁テレホンサービス ☎212-2323

東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

納期のおしらせ

特別区民税・都民税第1期分
納期限は**6月30日**(水)です
忘れずに区役所・出張所、またはお近くの金融機関へ。

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田
第27号（6月号）放映中
まちの話題や行事など、広報課までお知らせください。

ふるさと千代田　夏の宵の風物詩

7月13日 灯ろう流し

＝民踊のつどいも開催

最近、〝ふるさと〟を見直す気運が高まり、全国各地で〝お祭り〟が復活し、地域でのふれあいの輪が広がってきています。

一方、都会にあっては、ひとびとのふれあいがとかく薄れがちである、という指摘もされています。

そのようななかで、改めて〝郷土愛〟を語り、〝ふれあい〟を深めていこうとするひとも増えています。

そこで、千代田区では、七月十三日に『納涼灯ろう流し』を実施するほか、七月十三日からは『納涼民踊のつどい』も開催されます。

夏の宵のひととき、〝ふるさと千代田〟の行事に参加し、みなさん一人ひとりの〝ふれあい〟を深められてはいかがでしょうか。

納涼灯ろう流し

暮れゆくお濠をよぎる涼しい風と水面に揺らぐ灯ろうの淡い明りは、私たちを幻想の世界へと導き、時のたつのを忘れさせてくれます。

先着五百名のこどもさんに花火を、大人の方にはうちわを差上げます。

とき　七月十三日(火)、午後六時三十分から（雨天は十四日(水)）

ところ　千鳥ヶ淵ボート場

問合せ　商工課観光係

納涼民踊のつどい

みなさんの知っている曲ばかりですので簡単に踊れます。みなさんで踊りの輪を広げましょう。

とき　七月十三日(火)から十六日(金)までの四日間（雨天中止）午後六時三十分から

ところ　靖国神社境内・大村益次郎銅像周囲

問合せ　社会教育課体育係

千鳥ヶ淵ボート場

7・8月は6時まで

七・八月の千鳥ヶ淵ボート場の利用時間は、一時間延長して午後六時までとなります。

なお、毎週月曜日は休場します。

利用できる時間　午前九時三十分から午後六時まで（乗艇券の発売は午後五時まで）

料金　三十分二百円、一時間四百円

問合せ　商工課観光係

しめやかに戦没者追悼式

戦没者の霊を慰めるため、区内の遺族の方々が参列して、しめやかに行われます。

とき　七月十三日(火)、午後六時三十分から（雨天は十四日(水)）

ところ　千鳥ヶ淵戦没者墓苑

土曜・日曜日でも大丈夫！

運転免許証の更新手続き

4月から、運転免許証の更新が便利になり、土曜・日曜日でも受付けています。

また、免許が切れる1年前から、更新時の講習に代わる「特別講習」が受講できるようになりました。

▼土曜・日曜日でも大丈夫！

受付時間…午前8時30分～11時30分　午後1時～3時30分

実施場所…府中・鮫洲両試験場

▼1年前から「特別講習」

最寄りの警察署へ問合せを

受講できる方…千代田区内に居住している方

講習日時…毎月第1土曜日の午後

講習場所…千代田区内の各警察署

問合せ…各警察署の交通課へ。

麹町警察署　☎234－0110

丸の内警察署　☎213－0110

神田警察署　☎295－0110

万世橋警察署　☎257－0110

▼東京都内に居住している方は

最寄りの警察署へ問合せを

健康メモ

食中毒を防ぎ　快適な夏を過ごそう

7月・8月の暑い盛りは、食品のいたみが早く、食中毒がいちばん発生しやすい時期となります。

特に、行楽地に持って行くお弁当には、十分注意したいものです。

食中毒の予防には、言うまでもなく食品を細菌汚染から守ることですが、そのためには、つぎの3つの原則を守ることが大切です。

①清潔…食器類や台所などの衛生に気をつける

②じん速…食品を早く調理し、早く食べる

③加熱と冷却…温度管理で細菌の退治や増殖を抑える

そして、食中毒の予防に努め、健康で快適な夏を過ごしましょう。

生活メモ

冷蔵庫は〝保存庫〟ではありません

みなさんのご家庭の冷蔵庫のなかは、どのような状態ですか？

「冷蔵庫に入れておけば安全」とばかりに、食品などを詰めすぎてはいませんか。

冷蔵庫は〝保存庫〟ではありません。冷蔵庫を過信するのは禁物。

特に夏の間は、冷蔵庫の使用が増え、手軽に食べ物をどんどん入れてしまって、冷気の循環を悪くしたり、ひんぱんに扉を開閉するために冷蔵庫内の温度も、上がりがちとなります。

週に一回くらいは、残品を整理するなど、冷蔵庫の〝定期点検〟をみなさんのご家庭でも心掛けてはいかがですか。

町会だより

●町会名の変更

新町会　司一町会（5・12）
（旧町会　司一会）

●町会長の異動

番町出張所地区連合町会（4・23）
新会長　南山金太郎氏
平河町2－10－6　☎261－4878
（旧会長　西村宏一氏）

秋葉原東部町会連合会（5・7）
新会長　町田連平氏
神田和泉町1－6　☎862－2021
（旧会長　平井貞雄氏）

千代田区東部町会連合会（5・25）
新会長　斉藤正次氏
岩本町2－9－14　☎861－8571
（旧会長　越田喜三郎氏）

松永町町会（3・1）
新会長　夫馬勇二氏
神田松永町16　☎251－3821
（旧会長　長谷川栄一氏）

岩本一松枝町会（3・18）
新会長　内田栄次郎氏
岩本町2－5－9　☎866－0277
（旧会長　加嶋光三氏）

和泉町町会（4・23）
新会長　町田連平氏
神田和泉町1－6　☎862－2021
（旧会長　久保田喜三郎氏）

東神田三丁目町会（4・24）
新会長　青木兼次郎氏
東神田3－2－3　☎851－4768
（旧会長　髙山昭一氏）

三崎町一丁目町会（5・15）
新会長　松岡勇作氏
三崎町2－9－6　☎265－0741
（旧会長　松橋英一氏）